

令和5年第1回

田辺周辺広域市町村圏組合

議会定例会会議録

令和5年2月20日

令和5年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会会議録

- 1 招 集 令和5年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会が
紀南広域廃棄物最終処分場管理棟2階会議室に於いて招集された。
- 1 開 会 令和5年2月20日(月)午後2時00分
- 1 閉 会 令和5年2月20日(月)午後2時35分
- 1 議員定数 14名
- 1 出席議員 13名 その氏名は次のとおりである。
1番 北田 健治 2番 尾花 功
3番 久保 浩二 4番 柳瀬 理孝
7番 佐井 昭子 8番 原田 覚
9番 出口 晴夫 10番 正木 秀男
11番 長野 莊一 12番 大石 哲雄
13番 正垣 耕平 14番 岡本 克敏
15番 浦 愛一郎
- 1 欠席議員 1名 その氏名は次のとおりである。
5番 市橋 宗行
- 1 当局出席者
管理者 真砂 充敏 副管理者 小谷 芳正
副管理者 岩田 勉 理 事 井潤 誠
理 事 奥田 誠 会計管理者 樫畑 淳子
監査委員 佐向 弘充
- 1 職務のため議場に出席した者の職氏名
事務局長 榎本 律夫 事務局次長 川端 欣吾

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 1 定議案第1号 田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律
施行条例の制定について

日程第4 1 定議案第2号 田辺周辺広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する
条例の制定について

日程第5 1 定議案第3号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算につ
いて

日程第6 1 定議案第4号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村
圏事業特別会計予算について

日程第7 1 定議案第5号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急
患診療所特別会計予算について

(開会時間 午後2時00分)

議長（北田健治君）

： それでは、地方自治法による定足数に達しておりますので、ただいまから、本日招集の令和5年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 議長、番外。管理者 真砂。本日、令和5年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、平素は、当組合の運営につきまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて本日の組合議会をお願いいたしますのは、条例に関するものが2件、予算に関するものが「令和5年度の一般会計及び二つの特別会計の当初予算」の3件の併せて計5件でございます。どうかよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

議長（北田健治君）

： それでは、お手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。この場合、報告いたします。

塚 寿雄君から、議員を辞職したい旨の願い出が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書きの規定により、1月26日付けでこれを許可いたしました。

議長（北田健治君）

： それでは、日程に入ります。市橋 宗行議員から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

議長（北田健治君）

： まず、日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

田辺周辺広域市町村圏組合議会会議規則第87条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、12番 大石 哲雄君 13番 正垣 耕平君以上の2人の諸君を、また会議録署名の予備議員として、14番 岡本 克敏君を指名いたします。

議長（北田健治君）

： 続いて、日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長（北田健治君）

： 続いて、日程第3 1定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」及び日程第4 1定議案第2号「田辺周辺広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局長 榎本 律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。議案書の1ページをお願いします。

1定議案第1号 田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

続いて、議案書の3ページをお願いします。

1定議案第2号 田辺周辺広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、田辺周辺広域市町村圏組合議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものであります。

以上で、1定議案第1号及び1定議案第2号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第1号及び1定議案第2号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

議長（北田健治君）

： 3番 久保 浩二君。

3番（久保浩二君）

： この個人情報保護に関する条例、施行条例の1定議案第1号と、1定議案第2号について、お伺いします。1定議案第1号の個人情報、広域には休日急患の診療を行う行為ということで、今現在どれだけの個人情報、データがあるのか。お伺いします。

議長（北田健治君）

： 3番 久保 浩二君の質疑に対する答弁を求めます。

事務局長 榎本 律夫君。

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。

今のところまだ、件数については、きちんと把握しておりませんが、カルテとレセプトの

個人情報がございます、これは、1,000以上の個人情報があります。ただ具体的な数字は今つかんでおりません。

議長（北田健治君）

： 再質疑はございませんか。
久保 浩二君

他に質疑はございませんか。
久保 浩二君

3番（久保浩二君）

： 今回の個人情報に関する法律の施行条例の中で、1,000件以上あれば、情報の加工、匿名加工や仮名加工して、出すとなっているが、そしたらその1,000件を満たしていると言うことですね。

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。
1,000件以上の件数を満たしていることは、確認済でございます。

議長（北田健治君）

： 他に質疑はございませんか。
（発言なし）
それでは質疑を終結します。

議長（北田健治君）

： これより討論に入ります。討論はございませんか。

議長（北田健治君）

： 討論があるようですので、この場合、原案に対する反対討論の発言を許可します。
3番 久保 浩二君。

3番（久保浩二君）

： 1 定議案第1号 「個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」第2号 「組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、反対の立場で討論を行います。

議会の保護条例を廃止し、国の法律に従い、個人情報を匿名加工して民間企業に個人情報データを売り渡す制度になっているもので、今回の議会の個人情報保護に関する条例も同じくなっています。

条例を見直しについて、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護のデータの利活用の両立を目指すとうたわれています。

個人情報の保護とデータの利活用は、相容れない問題で、個人情報を守られるはずがありません。

個人情報を匿名加工しても、今のAI技術をもってすれば、瞬時に個人を特定できるほど、デ

デジタル技術は進んでいます。

よって、個人情報を実業に売渡すことになる条例制定に反対を表明し、討論を終わります。

議長（北田健治君）

： 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許可します。賛成討論の発言はありませんか。他に討論はありませんか。それでは、これをもって討論を終結します。

議長（北田健治君）

： これより順次採決に入ります。1定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の諸君は、御起立願います。

議長（北田健治君）

： 起立多数であります。よって、1定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

議長（北田健治君）

： 続いて、1定議案第2号「田辺周辺広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を原案のとおり決することに賛成の諸君は、御起立願います。

議長（北田健治君）

： 起立多数であります。よって、1定議案第2号「田辺周辺広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

議長（北田健治君）

： 続いて、日程第5 1定議案第3号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 議長、番外。管理者 真砂。1定議案第4号

議長（北田健治君）

： 暫時休憩いたします。

議長（北田健治君）

： 休憩時に引き続き会議を開きます。

管理者（真砂充敏君）

： 失礼しました。1定議案第3号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ4,022万6千円でありまして、前年度と比較して271万7千円の増加となっております。以上、提案いたしました議案について、御説明申し上げましたが詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう

お願いいたします。

議長（北田健治君）

： 続いて、補足説明を求めます。事務局次長 川端 欣吾君。

事務局次長（川端欣吾君）

： 議長、番外。事務局次長 川端。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。5ページをお願いします。

1 定議案第3号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,022万6千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、7ページから8ページに款、項ごとに計上していますが、10ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

10ページをお願いします。歳入でございます。

総務管理費負担金 一般経費負担金 2,282万5千円。保健衛生費負担金 病院群輪番制病院運営費負担金 1,594万4千円。文化施設費負担金 紀南文化会館運営費負担金 20万円。これらにつきましては、それぞれ関係市町から御負担いただく金額でございます。別添資料の1に、令和5年度の関係市町負担金内訳表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。12ページをお願いします。

議会費113万9千円につきましては、議員報酬のほか議会運営に要する経費を計上しています。

12ページから14ページまでの一般管理費につきましては、1,344万3千円で、給与等の人件費と組合運営に関する経常経費が主なものとなっております。

14ページの企画費につきましては、947万5千円で、一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に係る調査委託料がその主なものであります。

次に、同じく14ページの輪番制病院運営費1,594万4千円につきましては、賠償責任保険料、救急医療活動傷害保険料のほか、輪番4病院に対する補助金を計上しております。

15ページの利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

同じく15ページの予備費につきましては、20万円を計上しております。

以上で、令和5年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第3号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

13番、正垣 耕平君

13番（正垣耕平君）

： 14ページの2番企画費の基本構想策定委託料について、少し聞いておりますが、どういった策定委託になってくるのか。気になるのは、人口動態、今後大事になってくると思っております。

1市4町のこれからの動態つかんでいくために、1市4町からのヒアリング、予定しているのかどうか。

議長（北田健治君）

： 13番 正垣 耕平君の質疑に対する事務局の答弁を求めます。
事務局長 榎本 律夫君

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。
ただ今のご質問でございますけれども、施設整備の前提の条件として、ごみの計画処理量を想定していかなければならないのですけれども、これはもう人口の減少傾向等ございますので、それに合わせてごみの処理量もこの計画の中で想定をいたしまして、その処理量についても人口と併せて見ていくということで、もちろんその段階において、市町等の聞き取り調査は行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（北田健治君）

： その他質疑はございませんか。
4番 柳瀬 理孝君

4番（柳瀬理孝君）

： 今の同じところの基本構想のところになるのですけれども、この基本構想の目的と、また基本構想の中身について、その内容を教えてもらいたいということと、また基本構想についてお願いする業者ですね、入札でやるのか、それとも随契でやるのかということをお話して下されう。

議長（北田健治君）

： 4番 柳瀬 理孝君の質疑に対する事務局の答弁を求めます。
事務局長 榎本 律夫君

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。
業務内容といたしましては、ごみ処理場の広域化を踏まえて、どういう新ごみ処理施設が必要なのかということについて、エネルギー回収施設としての役割が求められている。また、ごみ処理施設の建設は、生活環境への影響等の問題から住民の理解を得ることが非常に難しくなっていると、このような状況を踏まえて、新ごみ処理施設はどのような施設を目指していくのか、ということについて、決めていきたい。そして具体的には、ごみ処理フローをどうするのか、先ほども申し上げましたけれども、ごみ処理の計画処理量、そしてそれに基づく施設規模、そしてまた環境保全方針であるとか、熱利用方針、安全対策、また採用可能な処理方式、そしてそれに基づいて必要な施設の規模が出てきますので、それに基づく敷地面積の検討、そして周辺の整備方針、そして事業方式ですね、公設公営であるとか、公設民営等の事業方式を決めていきたい。という風に考えてございます。そして、基本的に一般競争入札でするのかというお話でございますけれども、実際の発注につきましては、新年度になってからでございますので、基本的には、発注形式につきましては、先進地の状況について研究を進めて、公正かつ適正な構想策定業務が、発注できるようにしていきたいと考えてございます。

議長（北田健治君）

： その他質疑はございませんか。

議長（北田健治君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

議長（北田健治君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。1定議案第3号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（北田健治君）

： 続いて、日程第6 1定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 議長、番外。管理者 真砂。1定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ2,151万5千円でありまして、前年度と同額となっております。以上、提案いたしました議案について、御説明申し上げましたが詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（北田健治君）

： 続いて、補足説明を求めます。事務局次長 川端 欣吾君。

事務局次長（川端欣吾君）

： 議長、番外。事務局次長 川端。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。21ページをお願いします。

1定議案第4号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,151万5千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、23ページから25ページに款、項ごとに計上していますが、26ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

26ページをお願いします。歳入でございます。

利子及び配当金の1,711万3千円は、ふるさと市町村圏基金の積立金利子で国債等による運用

益でございます。

次に、繰越金 440 万 2 千円につきましては、前年度繰越金でございます。

続いて、歳出の説明に入らせていただきます。27 ページをお願いします。

基本的に昨年度の当初予算と同様の事業を予定しており、ふるさと市町村圏事業費 2,129 万円につきましては、別添資料の 2 に令和 5 年度ふるさと市町村圏事業計画事業別一覧表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

28 ページの利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

次に、同じく 28 ページの予備費につきましては、20 万円を計上しております。

以上で、令和 5 年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第 4 号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

3 番 久保 浩二君。

3 番（久保浩二君）

： スポーツ合宿の誘致についてちょっと見透しをお聞きしたいのですが、この 3 年間、コロナの関係でなかなか事業が上手く進まなかったように思っているのですが、今後の見透しについて、どのような状況を把握されているのかお伺いします。

議長（北田健治君）

： 3 番 久保 浩二君の質疑が終了しました。事務局の答弁を求めます。

事務局長 榎本 律夫君

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。

ふるさと市町村圏事業については、昨年、一昨年は少し進まなかったですけども、令和 4 年度についても 5 事業ほど中止になった部分がございます。今のところ、令和 4 年度では、32 事業で 1,927 万円の助成希望がありましたけども、そのうち今のところ 8 事業 730 万円が実施済でございます。1 月末現在において、5 事業 327 万円が中止になってございます。以上でございます。

議長（北田健治君）

： 3 番 久保 浩二君

3 番（久保浩二君）

： 5 年度の見通しについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（北田健治君）

： 事務局長 榎本 律夫君

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。

5年度については、コロナの状況もありまして、予算上はやっぱり、2年度、3年度出来てない部分があるので、5年度の予算としては、各市町ともやりたいということで、今のところ32事業の予定が出てございます。

議長（北田健治君）

： ちょっと待ってください。質問の内容は、スポーツ合宿の絡み。今のは、全体事業のお話をされているかと思うんですが、スポーツパークのスポーツ合宿の広域として5年度の見通しを聞かれている。

事務局長 榎本律夫君

事務局長（榎本律夫君）

： 議長、番外。事務局長 榎本。

すみません。スポーツ合宿については、今のところ順調に、予算上は消化しています。ただ内容については、申請が上がってきて、こちらで助成金を出しているだけありますので、見通し・内容についてまでは、ちょっと把握はしていません。ただ、予算上では、400万の助成金以上の実績はされています。以上です。

議長（北田健治君）

： その他質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。よって1定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（北田健治君）

： 続いて、日程第7 1定議案第5号 「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 議長、番外。管理者 真砂。1定議案第5号 「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ6,873万7千円でありまして、前年度と比較して123万4千円の増加となっております。以上、提案いたしました議案について、御説明申し上げましたが詳細につきましては、担当職員から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします

議長（北田健治君）

： 続いて、補足説明を求めます。事務局次長 川端 欣吾君。

事務局次長（川端欣吾君）

： 議長、番外。事務局次長 川端。議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。29 ページをお願いします。

1 定議案第 5 号 令和 5 年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,873 万 7 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 500 万円と定めるものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、31 ページから 33 ページに款、項ごとに計上していますが、34 ページからの目、節で主なものを御説明いたします。

34 ページをお願いします。歳入でございます。

診療報酬収入の予算額は 1,734 万 1 千円と、前年度当初予算額 2,203 万 8 千円に対し約 22 パーセントの減少を見込んでいます。このうち内科及び小児科の医科分として 1,589 万 8 千円、歯科分として 144 万 3 千円を計上いたしております。

次に、休日急患診療所運営事業費負担金 4,680 万 6 千円につきましては、診療所運営負担金として各市町から御負担いただくものです。このうち、診療所所在地である田辺市への普通交付税算入分 600 万円を除く 4,080 万 6 千円につきましては、人口割 45 パーセント、均等割 5 パーセント、利用割 50 パーセントの割合で御負担いただくようになっております。なお、別添資料の 3 に、令和 5 年度の関係市町負担金内訳表を載せさせていただいておりますので御参照ください。

35 ページの利子及び配当金につきましては、休日急患診療所医療機器整備基金積立金の利子でございます。

次に、歳出の説明に入らせていただきます。37 ページをお願いします。

37 ページから 38 ページまでの診療所費につきましては、6,851 万 2 千円で、主なものは、会計年度任用職員報酬のほか、医薬材料費、診療所に勤務いただく医師、歯科医師及び薬剤師の先生方にお支払いする診療委託料、田辺・西牟婁・日高みなべ地区それぞれの医師会、歯科医師会、薬剤師会、紀南病院及び南和歌山医療センターに対する協力金として休日急患診療所調査事業費補助金を計上いたしております。

次に、利子につきましては、一時借入金の利子でございます。

39 ページの予備費につきましては、20 万円を計上しております。

以上で、令和 5 年度田辺広域休日急患診療所特別会計予算の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

： 以上で事務局の説明は終了いたしました。

これより議案第 5 号の御審議をお願いします。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 討論なしと認めます。お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 異議なしと認めます。

議長（北田健治君）

： 以上をもちまして、本定例会に付された議案は全て議了いたしました。他に発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 特に無いようですので、本定例会はこれをもって閉会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北田健治君）

： 異議がありませんので、これをもちまして令和5年第1回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

（閉会時間午後2時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長 北 田 健 治

議会議員 大 石 哲 雄

議会議員 正 垣 耕 平